

(可決)

北朝鮮による弾道ミサイル発射に対して断固抗議する決議

令和4年10月4日、北朝鮮は弾道ミサイルを発射、7時29分頃に青森県の上空を通過、約4,600キロメートル飛行した末に、日本の排他的経済水域外の太平洋に落下した。

現在、被害等は確認されていないものの、一步間違えば人命と財産を失いかねない暴挙である。

北朝鮮はこれまで幾度となくミサイルを発射してきたが、今回は日本国の上空に対して弾道ミサイルを発射するという極めて危険で無謀な行為を行い、国民を不安に陥れ、平和と安全を脅かすものである。

よって、本議会においては、この行為を断じて容認することはできず、北朝鮮に対して断固抗議し、二度と行わないよう強く求める。

政府においては、情報収集・分析に全力を挙げるとともに、国民の安全と安心の確保に万全の措置を講じること、また、国際社会と緊密に連携し、北朝鮮に対して、毅然とした態度で臨み、今後このような行動を行わせないために厳格に対処することを要請する。

以上、決議する。

令和4年10月5日

青 森 県 議 会

(第311回定例会・発議第3号・田中順造外45名提出)

(可決)

令和4年8月3日からの大雨被害に係る災害の早期復旧と支援を求める意見書

令和4年8月3日から、本県は集中的な大雨に見舞われ各地で大きな被害を受けた。3日には青森県の広域で100ミリメートルを超え、降り始めの8日から13日の間には津軽地域を中心に400ミリメートルを超える等記録的な豪雨となった。

この豪雨により土砂崩れやのり面の崩壊、道路の崩落、河川やため池の溢水・決壊が次々と発生、一般住宅や商業施設では全壊・半壊や床上・床下浸水に加え、約19,800戸が停電、678世帯で断水が発生、他にわが県の基幹産業である農林水産業においても冠水等により大きな被害を受け、青森県内におけるこれらの被害総額は300億円以上に膨らんでいる。

現在も道路の崩落や土砂崩れ、落石の影響により通行止めや片側通行等が続いている場所や鉄道の被害により列車が不通となっているところがあるため、住民は非常に不便な生活を強いられている。

この災害から早期復旧に向け、国・県・市町村と連携を図りながら、速やかに被災地における住民の生活を確保し、社会経済の立て直しを図るための総合的な対策が急務となっている。

また近年、大量の雨が短期間に降ることにより防災・減災への取り組みを一層推進することが求められている。

よって国においては、今回の災害による深刻な事態をご賢察いただき、下記の事項について緊急的な措置が速やかに講じられるよう強く求める。

記

- ・「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害として指定されることになったが、燃油価格高騰に伴い建設資材等の価格も上昇しており、従来にも増して多くの復旧経費を要するため十分な予算の確保を行うこと
- ・被災した中小企業者の事業の早期再開・継続に向けて、災害関連補助金の追加措置等、支援施策を強化すること
- ・冠水や浸水被害を受けた果物や水稲のほか、今後被害が明らかになる恐れのある根菜類を含め、被災農業者に対して必要な支援措置を講ずるとともに、農地・農業用施設等の復旧に向けた査定を早期に実施すること
- ・リンゴにおいては樹冠浸水等の被害を受けた園地において、樹体保護や病害虫の発生・蔓延防止などに向けた取り組みを支援するとともに、改植及び代替農地での新植や未収益期間に発生する生産費の軽減を図る事業について、被災農業者を優先的に採択する措置を講ずること
- ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策期間中の各年度予算を十分に確保するとともに、5か年期間終了後も引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を別枠で確保すること

- ・ 国道における強靱化に向けて、バイパス整備や防災強化への支援を強化すること
- ・ 今後の防災・減災の観点から、岩木川水系や馬淵川水系などで進める広域河川改修事業の整備促進を図ること
- ・ 大きく破損し復旧のめどが立っていないＪＲ五能線・津軽線について住民の生活の足であることに加え、観光産業の振興に資するため、予算を確保するとともに、県や町、事業者との連携により、早期の運行再開に向けて取り組むこと
- ・ 治山・砂防事業を推進することにより、土砂や流木の流出を防止する対策を実施・強化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月11日

青 森 県 議 会

(第311回定例会・発議第1号・田中順造外45名提出)

(可決)

米価低迷に対する緊急対策を求める意見書

青森県では、新品種「はれわたり」の令和5年度本格デビューに向け、計画的に準備を進めるなど、県産米の評価向上に力を注いでいるところである。

こうした中、9月8日、全農青森県本部は、生産者概算金の目安（いわゆる前払い金）を発表した。それによると、「つがるロマン」、「まっしぐら」1等米60Kgあたり、それぞれ9,500円、9,300円と目安額を昨年より1,300円引き上げることを発表したが、コロナ禍前の水準に戻っておらず、昨年同様、農家にとって大変厳しい結果となった。

農業経営を取り巻く環境は、現在の燃油費の高騰に加え肥料等の生産資材価格の上昇により生産コストが上がっていることから、今回の概算金額は原価分が転嫁された程度に過ぎず農家の収入がプラスになるとは言い難い。

農家からは、昨年に引き続き米価低迷が続くことになれば、農業経営が立ち行かなくなることや不足している担い手を確保できなくなるとの不安の声が出ている。

一方、国際的には、小麦やトウモロコシなど穀物の価格が高騰し、食料の多くを海外に依存する我が国においては、将来を見据えた食料安全保障の強化が求められているところである。

その実現に向けては、国民への食料供給を支える農家の不安を払拭するとともに、主食である米の需給環境の改善に努めていくことが極めて重要であり、国において積極的な対策を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月11日

青 森 県 議 会

(第311回定例会・発議第2号・田中順造外45名提出)